事業再編の実施に関する指針の一部を改正する告示に際し、意見公募手続を実施しなかった理由について

令和８年３月 31 日
経済産業政策局産業創造課
経済産業政策局産業組織課
経済産業政策局地域経済産業政策課

経済産業省は、行政手続法（平成５年法律第 88 号）第 39 条第４項第２号及び第８号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで命令等を改正するので、同法第 43 条第５項の規定に基づき、次のとおり公示します。

記

１．命令等の題目
事業再編の実施に関する指針の一部を改正する告示

２．命令等の趣旨及び意見公募手続を実施しなかった理由
本件は、以下のとおり、行政手続法第 39 条第４項第２号及び第８号に該当するため、事前の案の公示及び意見の募集は行いませんでした。

〇四ロ：所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要となる規定の整備であり、行政手続法第 39 条第４項第８号に該当します。

〇六ヘ：租税特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、必要な事項を定める命令を定めるものであり、行政手続法第 39 条第４項第２号に該当に該当します。

〇六ヨ：所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要となる規定の整備であり、行政手続法第 39 条第４項第８号に該当します。

〇七：租税特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、必要となる規定の整備であり、行政手続法第 39 条第４項第８号に該当します。